

★このニュースレターはみなさまに「せのお事務所」のことを身近に感じていただきたいと願い発行しています。

法務ページ

2026.4 Vol.216

メルマガ「労務のツボ」月2回好評配信。登録はHPで

せのお社会保険労務士・行政書士事務所



(発行・差出人)
せのお社会保険労務士・行政書士事務所
代表 妹尾 悟
(返還先)
岡山県井原市岩倉町1081-1 〒715-0016
TEL (0866) 63-3213 FAX (0866) 63-3214
●HPは「せのじむ」で検索してね♪

お花見の季節がやってきました！今年も井原堤の桜が楽しみですね♪



徒然なるままに Vol.159



おもてなし力



皆さん、こんにちは。
相変わらずこの時期、花粉症に悩まされている社労士の妹尾です。夜も寝苦しいのがつらいですね。(。_<)
先日、研修のため東京へ行ってきました。コロナ禍以来、実に6年ぶりの東京です。平日というのに人でいっぱい。さすがは東京です。駅から歩いて研修会場のある浅草へ。
早速、研修を主催された有限会社人事・労務の皆さんからの温かい歓迎をいただきます。会場への道案内、到着早々のお茶や駄菓子でおもてなし、最後は参加者一人ひとりに宛てたメッセージも頂戴しました。皆さんの「おもてなし力」で、気持ちよく、また2日間を集中して研修を受講することができました。
皆さんのおもてなしの力か、東京はごみごみして住みにくいイメージでしたが、浅草の風情ある下町の雰囲気、浅草だったら住んでもいいなと思えました。 (妹尾 悟)

知っ得！ 人事労務トピックス

●4月から変更。健康保険扶養認定基準

給与収入のみである家族が健康保険の被扶養者になれるかどうかを、実際の実績ではなく、まずは労働契約の内容から見込まれる収入で判断していきます。

【ポイント】

- ① 扶養者の家族収入が給与収入のみの場合に適用。他に年金等の収入がある場合は、今までどおりの確認
 - ② 会社へは給与収入のみの申立と、労働条件通知書等の提出が必要、提出できない場合は今までどおり
 - ③ 労働条件通知書等の契約期間が1年未満の場合、年収が計算できないため今までどおりの方法で確認
 - ④ 労働条件通知書等で残業や賞与が見込まれ、その支給額が不明確で、130万円未満であるかがわからない場合、今までどおりの確認
- ※年収の他にも細かな基準があるため注意が必要

※「知っ得！」については、当事務所HPでもお知らせしています

桜



こんにちは、スタッフの筒井です。
今年の開花予想は、3月27日で、満開は4月3日頃の見込みらしいです。
桜の花を好む理由が2つ挙げられていました。
1つ目は、桜は春の到来を象徴する花であることです。四季がはっきりしている日本では、寒さが厳しい冬が終わり、年度が変わって様々な物事が新たなスタートを迎える春は心躍る季節なのです。桜が満開になると、そんな季節の訪れを実感できるのです。
2つ目は、儂く美しい花であることです。何か月も前から、桜が満開になる時期を心待ちにしていたにも関わらず、長くても2週間程度で桜は散ってしまうのです。そんな桜をきれいな人はいないであろうと思います。 (筒井浩美)

ラーメン



こんにちは、スタッフの川合です。
寒暖差の大きい日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。皆さまはラーメンはお好きでしょうか。
寒い日でも暑い日でも、ラーメンはいつ食べてもおいしいものです。一人でランチに行く際、私はお寿司かラーメンの二択になるほどの無類のラーメン好きなのですが、息子はどちらかというとラーメンよりチャーハン派でした。ところが、アニメ『ラーメン赤猫』を一緒に見るようになってから、息子もラーメンが好きになったようです。最近ではラーメン屋さんのように注文してくることが多く、先日は家で「ヤクルトいっちょ！」と元気よく頼まれ、思わず大笑いしてしまいました。

(川合千愛輝)